

平成18年第2回本巣市議会定例会議事日程（第2号）

平成18年6月21日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏑本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

欠席議員（1名）

18番 戸部弘

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会		林政部長兼	
事務局長	堀部秀夫	根尾総合	藤原俊一
		支所長	

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、改めて申し上げます。

なお、新聞記者につきましても同様の許可を与えておりますので、よろしく申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 高田文一君と6番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

それでは、5番 高田文一君の発言を許します。

○5番（高田文一君）

5番の高田でございます。議長の許可のもと、通告に基づいてお尋ねをいたします。

なお、新人で最初の登壇でございますので、答弁の皆さんもひとつ優しく御指導をいただきながら御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

大きな項目で二つ、お願ひをしたいと思います。

1点につきましては、今年の4月から給料表の切りかえがございました。改正でございますけれども、これの実態と、それから、これも新しい制度で、勤務成績によります昇給制度の導入についてお尋ねいたします。

もう1点は、まちづくりの推進に「協働」という、まあ自治法といってもいいくらい、最近では全国の自治体で使われております協働の構築についてお尋ねをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

新しい制度の導入でございますので、実態を明らかにしながら、さらに給料について今後も勉強していきたいと思っておりますので、御質問をしていきたいと思っております。

今回の行政職の給料表の改訂が、もう既に4月1日付で実施されております。これの目的につきましては、右肩上がりの、いわゆる年功序列型で進んでまいりました給料のカーブを、フラットにするという表現で行われるわけでございますけれども、高いところ、まあ中高齢者というような表現がございましたけれども、3級の半分以上の方たちが4%引き下げるという計画でございまして、平均では4.3%引き下げる実施がされたというふうに思っております。この職員の給与につきましては、既に11月の臨時議会で、給料表は平均0.3%引き下げることが実施され、さらに今回平均で4.8%引き下げる。約5%の引き下げが実施をされてきたわけでございますけれども、このフラットにする、いわゆる右上がり、どの程度今回フラット化されたか、率で結構でございますので、わかりましたら一つはお聞きしたい。

二つ目は、新の給料月額と、いわゆる旧の月額の差額の該当者については、3年もしくはそれ以上、経過措置として差額を支給するというようになっておりますが、その給料の差額が、ざっと今職員の給料、皆さんどれぐらいもらっておられるか知りませんが、現役の私で置きかえてみますと、私は低かったんでだめですが、月額3万円ぐらい少なくなった職員の方も多数お見えになっているんじゃないかと思えます。そういうことで、今回の差額の支給者は、どのぐらいお見えになっているのか、あるいは、据え置いて差額支給をしていく職員がどのぐらいいるのかわかりましたらお聞きをしたいと思えます。

三つ目につきましては、勤務成績に基づく昇給制度についてでございますが、この問題につきましては、過去の議会の中で討論、あるいは委員会等で既に先輩諸氏が御発言なさっておりますが、重複する部分もあるかと存じますけれども再度お尋ねをいたします。

勤務評定というのは、職員の成績、能力等を評価して仕事の能率を向上させるということだと思います。そういう意味では、前回の諸先輩の御質問等がございますけれども、厳正・堅実な評価を望まれるところでございます。前回、助役さんの答弁の中にもございますことですが、再度お尋ねをしていきたいと思えます。

一つは、職員への周知徹底がされたのか。そして大事なことは、職員がどれだけ理解をされているかということでございます。二つ目は評価者、評価する人が研修をさせますということでしたが、これは、例えば外部の講師などをお招きして研修をするということでもございましたけれども、その研修の計画はどうかということです。さらに、職員自体も自己評価をする予定でございますということですが、実際にはどんな方法で自己評価をされるのか。さらには、細かいことを委員会でお尋ねしましたら、現在あります勤務評定の実施要綱に基づいて計画を進めていきたいというような答弁があったわけでございますけれども、そういう意味では、もう新年度に入り、新しい給料表を導入され、先ほどの1点、2点も実施されておりますので、関連性が非常にあるわけでございますが、この要綱を見直していかれる計画があるかどうかお聞きしたいと思えます。以上につきましては、総務部長にお尋ねをしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

二つ目は、協働でまちづくりを推進していくということですが、私は恥ずかしながら一市民であったときに、「協働」という用語を目にいたしましたのは、合併協のまとめをつくら

した新市建設計画で初めて目にしたわけです。そのときには、最初これはミスプリントではないのかなというふうに感じておったのが正直な気持ちでございまして、単純に国語的には、「協働」といいますのは、協力して働くこと。この協力というのは、大事なことは心を合わせて物事をするという、国語的にはそういう解釈、それはわかるんですが、実際、行政の中で、あるいは私たちが一緒に協働を進めていくということはどういうことかなというふうに、常々非常に疑問を思っていました。それが、その後わかりましたのが、当たり前のことでございますけれども、昨今、世の中の大変な変革がございまして、一言で言えば「社会構造の大変革」という言葉で終わってしまうんですけれども、大きな変革がございました。もちろんライフスタイルというのも変化をしてきたのは事実でございまして、そういうライフスタイルと実際の関係、あるいは、国が平成の大合併と言いながら、裏では、言葉は悪いかもしれませんが、三位一体やら財政改革やら、いろんな改革を進めてきております。そして言葉はいいんですね、「地方分権」という言葉に置きかえながら進めてきているのが現実でございまして。そういう中で、本巢市も第1次の総合計画が公表され、行政改革大綱も策定されました。これは御存じのように広報の5月号、6月号で市民の皆さんに公表されているところでございます。

私は、市長さんもおっしゃっておられましたが、この総合計画を提案されるときに、「いよいよ本巢市もこの18年がスタートする年じゃないか」というふうにおっしゃっていましたが、私も全く同感だと思っています。そういうことで、協働ということに疑問に思っていましたので、既に御存じのことと思うんですがちょっと書物を、普通は皆さん読まれるんですが、私は見たんですけれども、一つは全国の市町村職員のリーダー研修が、たしか昭和62年ぐらいからでしたか、アカデミー研修というのがございまして、当市の職員の皆さんの中にも大勢お見えになると思いますけれども、そのテキストでも、これが去年のテキストでございまして、「自治体と協働」というような非常にわかりやすく書いたのがございまして、もう一つは、「自治体改革」ということで、これ9冊目といいますか9号目といいますか、その中にも「住民コミュニティと協働」ということがありました。これは全く皆さんのお手元にはないと思いますが、今月発売されました「協働と市民活動の実務」というようなのがございましたので、読んだのではなくただでございまして、協働という意味を知りました。知れば知るほど、この協働というのが非常に意味が奥深いことだということに気がついたわけです。

さらに、平成15年に第27次地方制度調査会の答申というのがございまして、これかなり厚くて、これも正直申し上げますとちょっと読み切れませんでしたけれども、「自治体とコミュニティ組織、NPOとの新しい協働の仕組みを構築する」というふうに提言されたものがございまして、その前文の中に、やはり「協働」という用語が用いられていまして、まさにこのことが全国の市町村、自治体へ答申として送付されておったのではないかと思います。

そのころと言いますのが、ちょうど合併協のまとめをされている時期ではないかなと思っておりましたので、やっぱり先ほど言いました新市計画の中に「協働」という言葉が出るのは当然のこととございまして、これはミスプリントではなくて私のミスであったということに気がついたわけで

ございます。

じゃあ「協働」というのはどういうことかなというふうに私なりにイメージいたしましたのは、単純に、多い少ないという表現を使わせていただきますけれども、先ほども言いました、いろんな世の中の構造の変化の中で、高学歴とかライフスタイルとかいろんなことがございまして、非常に今、日々業務の中で、職員の皆様のところへは市民のニーズというものがどんどんふえているのではないかと思います。幅広く浅くも含めまして、ふえていると思います。

一方、減るという表現を数字だけで使わせていただきますと、改革であったり、職員が減る。本市の場合、行政改革大綱で見ますと、たしか5年で4.8%を目標にしているという、人が減るということですね。で、ふえると減るという、その間の業務、仕事というものを、ここに「協働」というものを構築して、まちづくりをするのではないかとというように私は感じたわけです。

そのまちづくりというのは、当然のことながらまず考えられますのは環境の問題だと思います。環境は、まず、ごみの問題ではないかと思うわけですが、一般廃棄物、粗大ごみ、さらには産業廃棄物ときまして、ごみという問題が大きく我が市の財政を圧迫しているのも事実でございます。そういう中で、市民の力が既に入っていますが、どういうふうに構築していくか。

もう一つは防災。既に図上訓練が行われておりますけれども、災害が起きたときは当然でございますけれども、それを予防するといいますか、事前に市民が防災についての心構えをどういうふうに私たちの日常生活に置きかえていくか、これは非常に大事なことでございまして、そういうこととか福祉、福祉については実際にはNPO法人が組織されて動いておりますが、福祉の問題であったり、教育の問題、これいっぱいあるわけでございますけれども、いわゆるこの開いていく間を、そういうことで協働でしていくのは、まさにこのことではないかというふうに思っています。

そしてさらに、協働の「協」は力が三つあるわけですが、その三つの一つが市民であって、他の二つがいわゆる議会と行政という、その力の束ねができたときに初めて協働が進んでいくのではないかと思っています。歴史の中で、たしか1本の矢は折れてしまいますけど、3本の矢は強いというようなこともございますように、三つを束ねたときに協働というものがさらに力強く進んでいくのではないかとというふうに思っています。

その手法を幸いにして、総合計画の中にも明記していただいておりますように、コミュニティーの育成と支援、一つは人づくり、心の教育、生涯学習ではないかと思えます。コミュニティーが行動的なことであるとするならば、やっぱり片一方は学習をするという方向の2点セットでこの協働を進めていくことが、今、当市の手法としては一番ではないかというふうに感じておるわけでございます。そういう意味で、コミュニティーというのは、一般的にふっと考えますのは、自治会ということに置きかえるわけですが、もう少し幅広くコミュニティーを考えていくのが将来であると思えますし、既にNPOとかボランティア。ボランティアは既に御存じのように、個々であったり数人であったり、全くの奉仕で動いていくんですが、NPOというのは、もう少し組織化したものでございまして、これが事務手続をとればNPO法人というふうになるわけでございますけれども、そういう考えがあります。これを育成支援していくことだと思います。

もう一つの生涯学習というのは、御存じのように、かつては心の教育ということで、生涯教育ということが語源でございました。その当時リカレント教育というのもございまして、その後、平成2年に法律が整備されまして、生涯学習として、旧の本巢郡7ヵ町村でも、前におられる職員の方も御経験ございますように、生涯学習、生涯学習といって本巢郡の7ヵ町村の教育課は本当に取り合っていました。そうして平成5年、6年ころには、庁舎の前とか公民館の前に「生涯学習を宣言するまち」とかいう看板を立てて、本当に生涯学習を大事にしてきたのが事実でございます。そういう意味で、いつでも、どこでも、だれでもが学べるような生涯学習とコミュニティー育成支援、こういうものを同時に進行することは、協働をまず構築することではないかと思えますし、既にやっておっていただけるんですが、さらに、総合計画をつくったということもございまして、意図的に行政がそういうところへ手助けをしたり、育成することと、一方では市民の皆さんが自発的、主体的にそういう気持ちを起こしていただいたときに、この協働というものができ上がっていくのではないかと考えております。そういう意味で、教育長さんと企画部長さん、まずお答えをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、平成18年4月からの給料表の切りかえ後の実態と、勤務成績に基づく昇給制度の導入についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

まず、最初の平成18年4月から給料表の切りかえ、いわゆる改正後の実態と勤務成績に基づく昇給制度の導入についての御質問にお答えをいたします。

給与を初めとする人事制度につきましては、企業におきましても、年功序列的な制度から、能力・実績重視の制度へと移行しつつあります。

地方公務員の人事制度につきましても、国の閣議において決定されました「今後の行政改革の方針」によりまして、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用、勤務形態の多様化の取り組みを支援するなど、地方公共団体における改革を推進するとされ、時代の要請に即した人材育成や能力発揮がより強く求められております。

こうしたことから、議員御質問の給与改正につきましても、民間との均衡を考慮し、年功序列的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与構造へと転換を図ることとした、昨年8月15日の人事院勧告に基づきまして国家公務員の給与改定が行われました。それに順じまして、給料表等を改正したものであります。若年の職員層、旧の給料表の1～3級を指しますが、この若年の職員層においては引き下げは行わず、中高年の職員層、いわゆる4級以上7級までにつきましては7%程度引き下げをいたしまして、全体として平均4.8%の引き下げを行ったものであります。本市行政職の実質的な平均改定率は、マイナスの4.3%となっております。

また、新しい給料月額が、平成18年3月に受けていた給料月額に達しない職員に対しましては、

経過措置といたしまして、今までの給料月額を保障しており、その給料に達するまでの間は、新たな給料月額に加え、旧の給料月額との差額が支給されております。その差額が支給される職員は、成績による昇給・昇格を考慮しない単純値では、1年目の今年度で、職員361人中204人で56.5%であります。2年目で47.4%、3年目で36%となる見込みであります。

それで、先ほど4.3%の引き下げということですが、実態につきましては、1～3級の若年層につきましては、いわゆる昇給をしております、給料は上がっております。上がっておりませんが4級以上の中高年層ということで、その人につきましては差額保障等をしておるということですので、実質3月の給料と同等か、若年層は増加しているといったことですのでございます。

次に、勤務成績に基づく昇給制度の導入につきましては、昨年度策定いたしました本巣市行政改革大綱の実施計画におきまして、職員給与は、国や他の地方自治体の制度との均衡を図りながら、職員の能力・実績に応じた給与体系に転換していくことを基本に、その適正を図るとしてあります。今年度に、市の職員の勤務評定実施規定を改正する予定をしております。その内容につきましては、自己評価や能力評価、実績評価を基本といたしまして、ことし6月までを施行期間とする国家公務員の人事評価の第1次試行の結果や、他の市の制度を参考といたしまして検討していきたいと考えております。

また、新たな人事評価制度の制定後におきましては、適正に評価するため、評価者を対象とした研修を実施するとともに職員への周知を図ってまいりたいと思います。人材の育成と能力の発揮できる人事評価制度を今後構築していきたいと考えております。

職員給与につきましては、地方公務員法の規定に基づきまして、国や他の地方公共団体の職員及び民間事業従事者の給与水準との均衡を図ることが必要とされておりますので、今後におきましても、毎年、官民の給与比較や生計費を考慮して実施される人事院勧告等を尊重していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

2点目。まちづくりの推進、協働の構築についてのうち、企画部関係の市民参加、NPOボランティア等についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 宇野利数君。

○企画部長（宇野利数君）

市民協働につきましては、先ほど高田議員の方から理念をお示しいただきましたが、大変そのとおりだというふうに理解をしております。

議員御承知のように、第1次総合計画の基本方針の一つであります「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」の中で、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、協働していくための仕組みを構築するとともに、自治会など地域住民組織やボランティア団体などの市民活動を支援することとしておるわけでございます。

また、先ほど言われましたように、行政改革大綱におきましても、効率的な行政運営の推進を図

るため、市民参加による協働の推進、地域コミュニティ活動の活性化、まちづくりボランティアの育成等が今後の課題となっております。

議員御発言の協働を推し進めるためには、市民参加やNPOを初めとする団体を活性化させ育成することではないかとの御意見でございますけれども、これからの住民ニーズやライフスタイルの多様化、また個別化・複雑化に対応していくには、市民の方たち等との行政が相互に自立し、対等な立場でお互いのおおの役割分担を果たしていくことが必要となってくるのではなかろうかと思っております。

こういったことのために、地域に根づいた組織ある自治会としての役割や、また組織として柔軟性を持ち、より早く、より多面的に対応できる能力を持っております、とりわけ市民活動を組織的に継続して行うNPO等の特性を生かしまして、今後の市民ニーズに対応していくことが必要であり有効であると考えております。このようなことから、現在、この方たちの団体の育成支援も行っているわけでございます。

いずれにいたしましても、市としましては、多様化する市民のニーズにこたえ、限られた財源の中でまちづくりを進めていくには、市民と行政の協働が不可欠であると考えておりますし、市民活動の組織化及び活動を支援し、市民と行政による協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

先ほど言われましたように、協働を進めるには人づくりという根底もありますが、非常に幅広い広範な分野での協働の分野がございます。特に例を申し上げますと、企画部なんかでいきますと自治会との座談会、こういったものによって、市民との協調をしながら、またおおの立場で担当を決めながら進めていけるような、そんな格好で今後進めていきたいと考えておるわけでございます。そんなことで御理解を願いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

次に2件目。まちづくりの推進に「協働」の構築についてのうち、生涯学習による地域づくりについての答弁を教育長に求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

協働の精神に基づく生涯学習による地域づくりについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、市民一人ひとりの学習意欲や興味に応じて、いつでも、どこでも、だれもが生涯を通じて主体的に学ぶことができる場や機会の充実を教育委員会としても考えております。

公民館や図書館などの社会施設を拠点として、健康教室、パソコン教室等で18教室 154回、それに子供から大人を対象とした英語、料理などの講座で17講座 125回開設しています。また、市内117のクラブサークル会員は、「市民一人一芸」を合い言葉に活躍しておられます。年度当初に、このような「本巣市公民館講座・教室ガイド」として各家庭に配布し、情報提供に努めております。

市民の生活に役立つ情報を提供する図書館活動では、毎月、市の広報誌に新刊書を紹介しています。また、インターネットによる図書検索と予約ができるようにし、多様化する市民のニーズにこ

たえています。それに、ボランティアによるお話し会は、未就園児対象のほか、幼児から小学校低学年対象で開設しています。

家庭教育の推進では、基本的な生活習慣や豊かな人間性がはぐくまれるよう、家庭の教育力向上と乳幼児期から心の教育推進を図ることを意図して、今年度よりゼロ歳児から3歳児家庭を対象に、乳幼児家庭教育学級を開設しています。

また、青少年育成市民会議を核にして、地域市民会議が推進母体となり、青少年の健全育成と後継者づくりを目的とした自治会活動の推進を図っています。

生涯スポーツにおきましては、実行委員会形式の市民運動会の開催を初め、体育協会などスポーツ団体へ活動支援を行っています。

地域住民が主体となって運営し、子供から大人まで、だれもが気軽に参加できるスポーツ活動の拠点として、スポーツクラブ形態の総合型地域スポーツクラブも一部地域において、設立に向けての活動支援を行っています。従来の市民参加型を発展させ、社会的課題やニーズを踏まえて、政策立案から実施・評価まで、主体的にまちづくりを推進していく市民参画型の行政運営を考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○5番（高田文一君）

一つは、前段の給料の改定、勤務評定に対する御回答をいただきましたが、さらに市長さんにお聞きしたいんですが、今の行政改革大綱の中に触れていただきました職員の定員と給与の見直しであったり、定員管理の適正化、職員給料の適正化、あるいは職員の資質向上・意識の改革、これはもう今触れていただきましたし、改正・改革の中でも、年度別にこの計画が予定されておりますから、着実に実施をされていかれることと思いますが、その実施と、いわゆる新給料の切りかえ、あるいは勤務評定ということが非常に影響してきますので、しつこいようではございますけれども勤務評定の評定に関しては、厳粛・厳正をお願いをしていきたいということと、職員がどれだけ理解をしているかということに絡んでくるんだと思います。

お金ということにつきましては、今までも合併以来、過去の先輩たちが御質問ございましたように、職員の資質向上ということに対して、市民サービスの問題も含めて、何人の方から御質問ありましたように、どうしても、やっぱり正直に申し上げまして、4町村の職員には温度差がございましたでしょうし、あるいは意志の疎通に欠けていた、そういうことで住民サービスに向けても、ちょっと暗い影があったからそのような質問があったと思います。しかし現在では、そういうことを共通認識されて、徐々に改善がされている現状だと思えます。しかしお金ということになりますと、どうしても職員の生活給でございますので、そのことによって職員の環境というものが影響してくるのではないかと思います。人間関係の悪化であったり、やる気の後退であったり、また士気が低下したりということが表面化しないように、勤務評定も厳粛・厳正であってほしいし、将来に大事

なことは、職員が一致団結をしながら、いわゆる総合計画に基づいて、あるいは行政改革について理解しながら、住民サービスをしていくということだと思いますが、あわせてお願いしたいのは、市の独自性の中で、何とか人事院勧告だからこうやるんだということではなく、最低でも給料の現状維持というお考えがないかどうか、再度市長さんにお聞きをしたいと思います。

二つ目は、協働の推進につきましては、これも市長さんにお聞きをするんですが、たまたま今、岐阜県が、大学、学校と共同しながら、岐阜県のまちづくりという講義がございまして、たまたま私、受ける機会がございました。これは、岐阜県の3人の市長さんが既に登壇をされまして、いわゆる「協働」ということを根拠にしたまちづくりについて実践をされています。さらに7月18日には、知事さんが岐阜県をどうつくるかということで、ここの中でも、そのようなことを触れられるんではないかと思っておりますが、いわゆる市長さんが、最初に市長の所信表明をされましたときに、これは、市民の創意工夫云々ということも含めまして、その中で「協働」という言葉を着実に進めるために使っておられます。

さらに、今年度の議会の中で、18年度の所信表明の中でも、市民の創意工夫と民間の活力を生かした、いわゆる市民参画の中で協働を推進すると。そして5つの基本方針がございすけれども、その中でも、市民と行政の信頼関係を構築し、よりよいまちを進める。そのためには協働を重要化したいというふうにきちっと表現されておりますし、私も全くそうだと思いますので、市長さんのお立場で、今協働をどういうふうに進めていращやるのか、あるいはどう進めていくかということ、再度お聞きをしたいわけでございます。

そして生涯学習について、今、あらゆる活動内容について答弁がございましたけれども、市民参画という言葉は教育長さんもお使いになっておりますし、私もそうだと思いますが、市民参画の中で、例えば公民館の講座とかいろんな生涯学習、社会体育、生涯スポーツということでも結構でございますけれども、専門家だけではなく、例えば市民の講師がいращやいます。

私が思うには、今は高齢化時代になりまして、いわゆる祖父母、おじいさん、おばあさんの出番ではないかと思えます。おじいさん、おばあさんというのは、私もおじいさんになりますけれども、そうじゃなくて、もう少し後期高齢化の人たちが、戦中・戦後の長い歴史の中ではぐくんでおられました、あるいは体験されました生活をいっぱい持っておられます。これは生活の知恵だと思います。こういう人たちの出番が今必要ではないかと思えます。いわゆる自分の子供と孫、2代にわたってもう一度子育て、あるいはしつけ、あるいは「もったいない」ということを、もう一度出番として出てきていただくとまちづくりの推進の中にも、あるいは生涯学習発展の中にも大きな力をいただけるんではないかと思えますし、もう一つは、2007年問題と言われております団塊の世代によいよ来年から到達するわけでございますけれども、実際に私は、ある地域、団地の人たちにお聞きしました。来年定年になるんだけど、何もやることがないと、そういう人たちが10人も15人もお見えになる。例えば一自治会の中で、そんなにお見えになるが、どうしよまいかという話でございます。まさにもったいない話でございまして、その人たちの時代背景の中には、集団就職、そのころお生まれになった昭和22年をちょっと見てみますと、高校の進学率が47%ぐらいだったんです

ね。それが大学の進学率が20%、あの方たちは集団就職という形で社会の中へ飛び込んで行かれました。そして、苦勞をされ、いろんな体験された中で、男は働いて家庭を守るんだと。女性は家事や育児に専念する、そういう風潮の世界の中で生活をされてきまして、いよいよ定年を迎えられるわけでございますので、是非、民間の講師として、団塊の世代の人たちのこれは出番ではないかと思えます。

そういうことで、生涯学習一つ進めるにしても、民間の参画ということであれば、市民の人たちがまちづくりにどれだけかかわってくださるかという気持ちが出てこないといけない。これが市民の自主性であったり主体性であるわけでございますけれども、そこへちょろちょろと行政が意図的に近づけてくださるような手段が必要ではないかと思えます。どうぞボランティア、NPOのことも含めまして、人と人、グループとグループ、さらにそれをネットワークしながらコミュニティーをつくり、そして協働という構築をしていただければ、今進もうとしている本巢市が間違いなく着実に進んでいくのではないかというふうに思っておりますので、私も議決をした責任の一人でございますので、当然この協働については大いに協力をさせていただくとともに、先ほども言いました三つの力を束ねながら進んでいくことが本巢市の目標に向かう一つのスタートではないかと思っておりますので、今、二つのことについて再度お願いをしながら、今回の質問についてこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

1点目、2点目について、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいまの再質問に対しましてお答えをいたします。

初めに、職員の給与についてでございますが、給与の現状維持を図れという御質問でございますけれども、給与は、先ほど説明いたしましたように、現給は保障すると。若い子は上がるということでありまして、下げるということではないわけでありまして。先ほども部長が答弁をいたしましたように、将来、数年先に結果として一部上がるはずだったのが上がらなかったということになるわけですので、結果としては下がる形になりますが、それは大変厳しい財政事情の中で、国・県、市を挙げて財政再建をしていこうという中で対応でございます。ですから、これは私どもも国からの支援、あるいは交付税等をいただいていることから見ましても、やむを得ない措置と思っております。

私が職員によく言っているわけでございますが、皆さんの周りの民間の職員の方々の給与とか、あるいは勤務状態をよく考えてみなさいと、そんな役場に勤めておる職員のような勤め方ではない。勤務時間も大変長い、一人ひとりの責務を課せられてノルマを達成していかなきゃいかんということでございます。行政は、ノルマというものをなかなか数字的には出せないものですから。かといって市民のための行政サービスをしっかりやっつけていかなきゃいかんわけなんでございますが、そういった点で、随分民間とは違う立場にあるということ認識して、給料が安いから働かないといったような姿勢の職員は私は一人もいないと思えます。しっかりそれは認識をしてやっつけている

と思っておりますので、その点よろしく申し上げます。

また協働のまちづくりにつきましては、お説、議員の方から随分申されましたとおりでございます。これにつきましては、新しい言葉に違いないもんですから、古い辞書なんか引いても出てこないんですね。ですから英語でコ・オペレーション、あるいはコラボレーションというような表現でされておりますが、ともに力を合わせて目的を達成しようということを言うわけでありまして、この場合は、私ども市と市民の皆様とのコ・オペレーションでありコラボレーションではないかと、このように思うわけでございますが、これにつきましては、私は強くこれを申し上げておりますが、そういう時代になってきたということでございます。かつては、戦中戦後、お互いに助け合わなきゃやっていけない時代でありました。今は一人でも生活できる時代になりまして、そういう人と人とのつながりが非常に疎遠になってきておるといことが一つございます。

田植え一つとりましても、今は機械で田植えできるようになりましたが、以前、昔私どもが子供のころには、お互いに親戚同士、あるいは知り合い同士で助け合ったあの「結」という制度がありまして、本当に助け合いの精神がありました。隣同士でも、病気だったらすぐ行って助けてあげるとか、おかずをつくって隣にあげたり、風呂もお互いに入り合ったりというような、そういう親しい人間性に富んだ時代があったわけでございますが、それが次第に疎遠になって、今はうまく機能しなくなっているというわけでありまして。そういった点を一度取り戻さなきゃいかんというのが基本でありまして、そのコ・オペレーション、まさに協働は、そうした考え方に基づくものでございます。

時代は、何でも市でやれと、あるいは国や県でやれというような時代でもなくなってまいっております。けさの新聞、あるいはきのうの夕刊にも出ておりましたが、北海道の夕張メロンで有名な夕張市が倒産いたしまして、国の財政再建団体に指定されることになりました。ここはもともと炭鉱のまちでして、六、七万人の人口があったんですが、今は人口は1万3,600人というふうに小さくなっています。それでも、市という形で行政を行っています。職員は414人ということでありまして、ここの財政を見ますと、193億4,000万円の予算を組んでいるわけでございます。まあ北海道というところは、皆様も御存じかと思いますが、大変広い行政区域でありまして、そういう市・町が、それぞれ完結型の行政を行っております。病院は持っているわ、温水プールはあるわ、老健施設はあるわ、ごみの焼却場も単独です。それぞれ単独でやっているんですね。そして文化ホールなんかもつくっている。そういった形で行われておりますものですから、その維持管理費が大変大きくなってくる。その上に人口が減りますと、そうした負担が大きくなってきておるんですが、そういった負担も、結局市が今までどおりやれよというような姿勢でありますと、当然これは倒産になるに違いないわけでありまして。私どもの市は、3万5,000人ございまして、職員は現在360人でございます。予算もこの時点の数字で見ますと、156億円ということで、1万3,000人のまちが190億円もの予算を組んでいたら、それでやっていけるわけないんですが、それだけ組まないと今までのサービスができない。維持ができない。今から財政再建するとなると、もう道路の舗装なんかできませんから、そのまま、道路に穴があいたら市民が出て、あるいは市の職員が出て、

昔に戻ったような話ですが、道普請もやらないかんというようなことで、すべてサービスをどんと落として、国の管理のもとにやっていかなきゃいかん、そういうことになるわけですし、そういったことを十分考えながら、今のうちからそういうことにならないように、市民の皆様とできるだけお互い力を合わせてやっていけるところはやっていくということですね。

今、実際行っておりますのでは、例えばクリーンデイを6月の第1土曜日にしておりますが、それは私どもと自治会長さんと相談して、市民の皆様の協力をいただいてやっております。これも確かに大きな協働でございますけれども、各自治会で行われたクリーンデイなんかの場合の、川から上げた石とか泥、あるいは切った木をどうしてくれということについては、行政でちゃんと処分しますよと、そういうことにはしておりますが、これも一つの協働でございます。ですから、そういったことを基本に、広くまちづくり、本当に住みよいまちづくりをしていくには、市民の皆さんの協働ということですから、草刈りやっても金出せとか、掃除しても金出せと、そういうことでは本当の協働ではないわけです。ですから、みずからの力と市と協調して物事を進めていくということでございます。そういったことを今後とも進めていって、長続きのする行政、しかも住みやすいまちづくりを進めていきたいと、そう思っているのが私ども執行部の考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

3点目について、教育長から答弁を求めます。

高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

議員御指摘の、おじいさん、おばあさん、あるいは団塊の世代の方々の市民講師の件につきましては、私も異論のないところでございますので、前向きに検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○5番（高田文一君）

どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（上谷政明君）

続きまして、16番 大熊和久子君の発言を許します。

○16番（大熊和久子君）

16番 大熊です。議長の許可が出ましたので、通告してあります公共交通の拠点整備について伺いいたします。

一昨年2月の合併以来、市長さんは旧町村の多くの課題事業に取り組み、着々と努力し解決されてきました。また、新市「本巢市」としての各種事業につきましても、新市の建設計画をもとに着実に推進されてきていることは周知のとおりです。特に公共交通の体系整備につきましては、コミュニティバスの導入と利用者増につながる実証実験などを実施し、路線変更を行ったり、さらには既存バス路線の見直しなどを逐次されてまいりました。

今後におきましては、交通拠点の整備が残されていると思います。この事業につきましては、合併時の最重点プロジェクト事業にも上げていますし、この3月に策定された第1次総合計画、18年から22年、5カ年の前期ですが、公共交通ネットワークの充実と拠点の形成が計画されていますが、この整備の時期はいつごろのお考えか、お伺いいたします。

次に、モレラ岐阜のオープンに合わせて、樽見鉄道にモレラ岐阜駅が新設され、オープン時には、ゴールデンウィーク中でもあり、予想を上回る乗降客で混雑したようですが、それ以後減ってはいるものの、先般の市長さんの報告では、1日平均約880人ほどで、最低でも400人から500人くらいに落ち着くのではということで、樽見鉄道の存続にもつながるのではないかと期待も出てまいりました。

また、バス路線についても、モレラ岐阜を発着点として穂積駅行きと岐阜駅行きの2路線が新設され、名鉄電車の廃線の代替え利用も兼ね、利用者も多くなっていると聞いております。「もとバス」も新たにモレラ岐阜駅に入ることになり、モレラ岐阜の施設周辺が公共交通の要所となっていくのではと考えるものです。

そこで新市建設計画では、北方真桑駅の西側周辺を交通拠点として整備するよう計画され、現在、みどり公園の西側で「もとバス」と路線バスの接続ができるよう一応整備されていますが、今は、当時計画もなかった大型商業施設ができ、公共交通機関の利用状況の変化、樽見鉄道とバス路線の組み合わせ、また合併支援道路の整備、そして、きのうも市長の話の中に出ましたモレラ岐阜の中に設置の総合案内所の活用を考えると、合併直前と合併の後では本巣市の交通体系が大きく変化・進展してきていると思われまます。

今後においては、環境及び交通渋滞の緩和を考えたときに、パークアンドライド方式を視野に入れた時代に即応した交通拠点の整備が必要であると考えます。モレラ岐阜駅前周辺を本巣市のさらなる開発活性化のために、交通拠点として見直す考えはいかがか、市長さんにお考えをお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

公共交通の拠点整備についての中で、1点目と2点目の答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは大熊議員の交通拠点の整備に関します質問に対しましてお答えをいたします。

合併時の新市建設計画の3大プロジェクトの一つに、公共交通機関のネットワーク化がございました。その具体的施策としましては、バスターミナルや駐車場及び駐輪場などを備えた交通拠点を樽見鉄道北方真桑駅に隣接して整備し、既存バス路線や「もとバス」を集結させることによりまして、樽見鉄道とのスムーズな乗りかえが可能となり、安全で利便性の高い移動手段が確保できることとしていたわけでありまます。

しかしながら、合併後におきまして、議員御指摘のように社会情勢は随分変わってまいりまして、名鉄揖斐線が廃止されました。また、モレラ岐阜駅のオープンができましたし、お説のように西部

連絡道路もできたわけでございまして、取り巻く環境は大変大きく変化をしましてまいっております。

そこで、本市の最上位に位置づけております第1次総合計画におきましては、場所は特定しないわけですが、建設計画を引き継いだ形で総合計画の中の基本方針に掲げているわけですが、市営バスの適正運行の推進と、路線バス、鉄道との公共交通のネットワーク化を図っていくと、こういう形にしているところでございます。

そこで1点目の交通拠点整備の時期はいつごろかとの御質問でございますが、交通拠点整備の核となりますのはやはり鉄道でございまして、樽見鉄道におきましては、平成17年度から19年度までの3年間、観察期間ということで、果たして樽見鉄道が存続できるかどうかを、経営改善を図りながら観察していく期間になっているわけでありまして、19年度までその期間があるというわけでございます。この間に経営改善計画の達成状況等を検証しながら、沿線市町が支援の継続をするかどうかということを決めていくわけございまして、その継続を、まあこれならやっていけるという見通しが立って継続を決めた以降に、時期的にはなっていくんではないかと、このように思っています。樽見鉄道の存否いかなであるということで御理解いただきたいと思っております。

2点目の拠点の場所の見直しについてでございますが、議員御指摘のとおりモレラ岐阜のオープンとかモレラ岐阜駅の供用開始も始まりました。バス路線の新設などによりまして、交通体系や市内における人の流れは、新市建設計画策定時とは随分変わってきているわけでありまして。樽見鉄道も大変御指摘のように乗降客がふえまして、当初、一カ月は1日800人余りでございました。しかし、月日がたちまして、6月に入りましてからは1日470人まで落ちておりますので、果たしてどれだけ達成できるか、これは後ほどまた高橋勝美議員の方で御質問がありますので詳しく説明いたしますが、そういう樽見鉄道がこれによってなんとか生き返らないかということがありますし、またタクシーも4社、ここのモレラに入っております、4社のタクシーも、台数は制限しておりますけれども入ってきていまして、随分使われるようです。買い物にいらっしゃるお客が使われるわけではなしに、中に入っている240店舗の、店舗の関係の方がお使いになるようで、穂積駅からいらっしゃる方、そしてこちらからまた穂積駅へ行かれるというような形で、随分使われるということで、タクシーの運転手さんに聞きますと喜んでみえるんですが、まあそういった状況で随分変わってはきておりますが、いずれにいたしましても、市民の皆様にとって安全で利便性の高い移動手段を確保できるようにしていかなきゃいかんわけで、その機能とか規模、あるいは先ほどおっしゃった場所等も含めまして、交通拠点の基本計画の中で公共交通のあり方を、先ほど申しましたように、平成19年度以降において検討してまいるといことになりますので、その点御理解をいただきたいと存じます。

[16番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

ただいま市長さんの大変慎重な御答弁でございました。私もそれは認識しておりますけれども、

いろいろ考えますときに、やはり樽見鉄道の3年間の状態を見てからとおっしゃいますが、樽見鉄道だけではなくて、やはりタクシーの利用状況、それからバスの乗り入れとか西部連絡道、先ほど申し上げましたように、そういうようなネットを考えると、駅周辺が一番いいとは思いますが。駅だけにこだわるのじゃなくて、本巢市の開発ということを考えるときに、やはり、今は樽見鉄道も観光案内とか総合案内所でいろいろなことをやっていますけれども、本巢市がやっております大和園とかフレンドリーおりべなどのお見舞いとかに行く人などのサービスの点でも、バスを利用したりタクシーを利用したり、いろいろなことが考えられます。そうすると、やはり樽見鉄道の存続云々ではなくて、今、その拠点として活性化につなげる、この間も市長さんが言われましたように、「おでかけマップ」などもつくると言われました。おでかけマップの中に、市民が使用できるようなサービス、先日も根尾の切符の値段のことも出ました。そういうようなものも含めて、いろいろなあり方を考えながら、ただ、いろいろな慎重なことばかりじゃなくて、危ないかもわかりませんが、前を向いてそういうことを考えられないか、私はそんなことを思って樽見鉄道が3年間のあれはわかっているんですが、あえてこの質問をさせていただきました。もう一度お願いいたします。

○議長（上谷政明君）

市長、内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

交通拠点の整備、①の問題につきましては、私も今そのように思いましたが、そうした実質的な拠点の方向になっています。

ただ、合併当初でございますし、第1次総合計画を立てたのは去年の夏ということでございまして、そういったことも含めまして、樽見鉄道の存廃の問題もありますので、ここで一気に、ここだと決めるのではなくて、当然、市民の皆様が目、あるいは私どもの判断ですね。そういうふうになっていくときを、あと2年間かければできる、このように思っております。実質、動きとしては常に動いているわけですので、拠点的に動いているわけですので、そういう形で市民の皆様にご利用いただければ結構なことではないかと、このように思っている次第でございます。

[16番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

3回目ですので答弁は要りませんが、企画部長さん、また市の方にもお願いしたいと思うんですが、先ほど言いました市民サービスというようなことで、いろいろな「おでかけマップ」の中に、時間的な配慮、ここからここへ行くとこんなところへ行けますよ、こんなところへ行ったらこういうショッピングがありますよと、そういうような親切な、皆さんにわかりやすい、ただ時刻表を配布したから自分で考えて行きなさいというんじゃなくて、いろいろな手法、いろいろな方法をつくりながら、市民に配布していただいて、そして少しでも利用客のアップをできたらと

いうことを思っておりますので、それを要望しまして私の質問を終わります。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。

場内の時計で30分まで、約20分ほど休憩をします。10時30分から会議を再開します。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩に引き続き会議を再開します。

続きまして、6番 高橋勝美君の発言を許します。

○6番（高橋勝美君）

6番 高橋勝美でございます。

議長のお許しを得ましたものですから、内藤市長さんに2点ほどお尋ねをしたいと思っております。

1点目は、先ほど大熊議員からお話が出ましたモレラ岐阜のオープンに伴う樽見鉄道モレラ岐阜駅の利用状況及びホームの改良等についてお尋ねしたいと思います。

また2点目は、県道長良・糸貫線についてお尋ねしたいと思います。

1点目のモレラ岐阜のオープンに伴う樽見鉄道モレラ駅の利用状況及びホームの改良についてでございますが、第三セクター、樽見鉄道のモレラ岐阜駅のオープンが、4月21日より開業しました。そして4月29日、モレラ岐阜駅がグランドオープンしまして、近くで見ておりますと利用者も大変多いように思われます。利用状況を先ほど大熊議員の方にも市長は御答弁されていましたが、多いときで400人、連休中は1日800人ぐらいということで、トータルでどのぐらいになるかわかりませんが、その辺の御回答を願いたいと思っております。

また、雨の日の乗降客に対しまして、プラットホームの屋根がないものですから、簡易な屋根でもちょっと取りつけを樽見鉄道の方へお願いしていただかないと、大変不便をかけているようなふうに思います。また、駐輪場もあるわけでございますが、最近利用客が多くて、駐輪場もいっぱいになるような狭い状態になっております。それとまた駐輪場が小さいものですから、自転車を置いて後ろが雨にぬれるような駐輪場でございますもんで、その辺の改良等もお願いしたいのと、待合所にテントが張ってあるわけでございますが、台風等もこれから来ましたときに、利用者も待つところがないものですから、ちょっと簡易なプレハブ等でも置いて待合所にされるようなふうに、大変赤字財政の樽見鉄道かもわかりませんが、お客様にサービスしないと、お客様が減っちゃっては商売になってきませんと思っておりますから、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

また、2点目の県道長良・糸貫線は、昨年度、モレラのオープンに伴いまして、糸貫川橋と157号の交差点改良事業の完了をしていただきましたが、県道屋井・黒野線も本年度事業推進されるようでございますが、それをされても随原地区内の交通渋滞は緩和されるものではないかと思っておりますが、そうじゃないかもわかりません。そんだもんで、長良・糸貫線は、本年度の事業の予定はどの

ようですかということと、また岐阜市地区内の事業が、何かお聞きしていますと、大変おくれておるようございまして、なかなか時間がかかるようございまして、本巣市側から事業推進をしていただいて、西側の方から長良・糸貫線の県道の工事を進めていったらどうかということで、国道 303号線の根尾川橋をおりてきた東側の信号交差点から、今工事中でございまして西部連絡道路（合併支援道路）までの本巣市内の市道事業で推進していただいて、その後県道につけかえをするというようなことで事業推進ができないかということと、またこの事業を早く推進していただかないと、今までどおり本巣市内へ入ってくる車が南部の方に多くなってきましたので、その辺のところでのどのような事業推進をされるかということをお尋ねしたいと思います。この2点をよろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

1点目、モレラ岐阜のオープンに伴う樽見鉄道モレラ駅の利用状況及びホームの改良についてと、2点目、県道長良・糸貫線についての2点の答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

モレラ岐阜駅に関する御質問に対してお答えをいたします。

この利用状況につきましては行政報告でも申し上げたところでございますが、4月21日の開業以来、5月末現在で3万6,173人、1日平均882人が乗降されております。平日は621人、休日は1,335人ということでございますが、当駅の新駅設置計画では、当初年間7万8,000人、1日にしますと216人という計画をしておりましたので、この計画を上回ることは間違いないと思いますが、先ほども申しましたように、日がたつにつれて乗降客は減少しております。6月には470人平均になっております。何とか1日平均400人を維持できますと、年間15万人の乗降客ということになりますので、4,000万か5,000万の増収になりますから、この程度は確保していきたいと、このように思っている次第でございます。

これは、人口が少ないからということもありますが、北からいらっしゃる方が全体の8%に満たないぐらいでございまして、非常に少ないわけでありまして。樽見鉄道の存続については、北部の方の意向が強かったわけでございますので、私は自治会の会議なんかにおきましても、もっと利用してくださいということを申し上げているところでございます。自治会なんかの折とか、いろいろ根尾で耳にするんですが、「私どもも存続には声を大きくして言ったけど、実際はやっぱり乗らんなあ」と。こういうことを言われる方があるものですから、それではあかん、存続のときだけ声を大きくしてもらっても、実際乗ってもらわなあきませんので、ぜひとも乗っていただくようお願いしないと存続ができるかどうか、先ほど申しました3年間のうちに決められるわけでございます。

ちなみに、ことしの赤字が1億2,000万余りになっています。ですから、当初は六千四、五百万で終わるといふ予定のやつが、そういう大きな赤字になっているんですが、これは一応理由はございます。雪が降りまして、2週間ほど運行がとまったということ。除雪に費用を要したということですね。それから万博がありまして、万博の関係でどうしても根尾へのお客が減ったということ。

さらに重油が高くなりまして、そちらの方の支出が大きくなったということ、等々の事情があります。また、従来整備すべきところで緊急を要さないものは延ばしてきておりまして、17年度で整備したというようなこともありまして、大きな赤字になっておるものですから、これをまず埋めていかなきゃいかん。埋めるのは、私ども自治体で埋めるという形になるわけでございます。

次に、ホームに簡単な屋根をつけたらどうかという御質問でございますが、駅施設の増改築につきましては、鉄道事業法というのがありまして、その許可が必要であります。中部運輸局で許可をいただくわけでございますが、当然一定の基準を満たすものでなければなりませんということでございます。

また、プレハブの駅舎の話もございまして、いずれも議員もおっしゃったように、樽見鉄道は大赤字の会社でございますので、一銭も金は出せないわけで、金を出すとすると私ども沿線市町の自治体で出さなきゃいかんと。自治体で出す中でも、本巣市は沿線が長うございまして、駅の数も多いわけですから、6割の負担をしなきゃいかんということで、軽々に会社にやれというわけにもいきませんので、このモレラ駅につきましては、御存じのようにモレラ岐阜がつくってくれたんですね。つくってくれたわけですし、これも何でつくったかといいますと、自分のところにもメリットがあるということですね。お客が来ていただける、そして従業員なんかも樽見鉄道で来ていただければ駐車場もそれだけ少なくて済むというメリットもあるからやってくれたわけなので、その点を十分会社と連携をとりながら、市、会社、さらに樽見鉄道、沿線市町で十分協議をしながら、そうした御指摘の必要な施設を整備していったらどうかと、このように思っているところでございます。

なお、駐輪場につきましては御指摘もございまして、これは駐輪場という一つの既存の施設がございまして、そういうものを設置しておりまして、サイズが特に小さいということは、私どもは認識しておりませんので御理解いただきたいと思っております。ただ、吹き降りのときなんかは、どこでもぬれるんじゃないかなあと、このように思うわけでありまして。

それから、長良・糸貫線の整備についてでございますが、この長良・糸貫線は、高橋議員も御存じですが、昭和60年10月25日に起点を長良橋の北詰、ここは、住所は岐阜市若竹1丁目というんですが、長良橋の北詰から終点は藪川橋の東詰、住所は本巣市屋井八幡というんですが、そこまでの総延長 11.29キロメートルの道路で、これは都市計画道路として決定されたわけでございます。この路線につきましては、旧糸貫町時代に長良・糸貫線の事業を進める住民の会というのを自治会の方とか地権者の方も入っていただいて強力にお願いしましたところ、今回、先ほど議員が申されましたが 157号線との交差点、ここの改良がようやくことし3月に完了をしたと。4月中旬から供用したということでございます。

また、一般県道の屋井・黒野線につきましては、本年度県が受託事業で見延から隋原の幅員を、狭いところが特にございまして、そこを歩広にするということで、これもモレラ岐阜の財源で整備するという、これは県道でございますから県が整備するということになっているわけでございます。西部連絡道路に連結するというので、ここを2車線にすることによって交通は随分楽になる

んではないかと、このように思っている次第でございます。

御質問の藪川橋から西部連絡道路間の整備について、市でつくって県に差し上げたらどうかという意味の御質問でございますが、財政的な問題もございますし、都市計画道路という道路の性格上、すべてを市が単独で事業を進めることは大変難しいというふうに思います。これは県が整備すべき道路ということでございまして、財政規模の小さい市が四苦八苦して整備しまして県につけかえるということは例としてもございませぬ。逆に県道の整備をしても有効に使えないというような狭い、幅幅できないようなところの県道につきまして、ここは屋井・黒野線があるわけですが、それを長良・糸貫線、西部地域の道路として整備してくれて、屋井・黒野線を県から市に、市道として払い下げるというつけかえの例がほとんどでございますし、それが基本でありますので、県にやはり整備してもらわなきゃいかん。市としてはそれに連絡するような、今西部連絡道路をつくっているわけでございますが、そうした補完的に市道を整備していくと、こういう連携をもってこの道路の整備をしまいらなきゃいかんというふうに思っております。

県におきましては、道路網の再編成計画というものを考えておられます。その折に、市からも部長・次長に出てきてほしいという話がありますので、そういう場で十分私ども、市の意向を盛り込んでいただいて整備を進めていただくようお願いをしたいと思いますし、御存じのように長良・糸貫線事業促進協議会という組織がありますので、これを通じまして地域自治会の方、議会の皆様方、さらに私ども行政が一体となって強力に要望活動を県に行っていきたいというふうに思っております。東海環状自動車道も逐次できてはいきますが、それに先駆けてまず長良・糸貫線の整備をしていただくということは非常に重要でございますので、そのような姿勢で皆様方と連携しながら整備をお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

1番目の樽見鉄道が、大変赤字の会社にホームの改良をせよとか、いろんなことを申し上げるのは大変おこがましいことでございますが、利用客がなければ樽見鉄道もやっていけないということでございますし、またもう1点お願いもあるわけでございますが、ホームの東側の農地の方へごみのぼい捨てが多いようでございますので、地元の人が朝早く拾っておられるというようなことございまして、この田んぼの方へ、これから田植えが行われまして水が入りますと、なかなかごみも拾えなくなると思いますんで、地元自治会から市の方へもお願いに上がっておるかと思いますが、ごみ箱の大きいのか、それともまた注意看板等も立てて、それと地元の自治会からお願いしておるのは、フェンスを取りつけてくれというようなことも出ておるかと思いますが、お金のかかることですから簡易なぼい捨ての看板をつけるとか、ごみ箱のもっと大きいのを置くようなことを樽見鉄道側をお願いしていただきたいというようなことで、それとモレラさんもお客さんが来なきゃやっぱり商売は成り立たないと思いますから、先ほど市長がおっしゃいましたように、モレラ岐阜さん

の方へもアタックをしていただいて、何とか樽見鉄道のお客様に対してのサービスのできるようなふうにもって行っていただきたいと、かように思っております。

それと2番目の、今市長さんからお話も聞きましたように、県の工事でございますから、市の方でやっては大変難しいかもわかりませんが、県の方へ何とか早く長良・糸貫線を事業推進していただくように、議員の方も何かの機会があれば出て行ってお願いに行きますから、今後とも早くその辺が推進できるように市と一体になって、県の方もたまたま昨年度一部かかっていたんだから、こちらの方もやっていただけるようにひとつ、岐阜の方がいろんな問題があるということでございますから、早く西から進められるように今後進めていきたいと、かように思っております。

それと、本巣市は南北に長いですから、南北道路は随分整備されてきましたが、東西の道路もこうして進めていかないと、市内の交通緩和ということにはならないかと思しますので、その辺のことも考えながらひとつ進めたいと思いますが、その辺のところを再度市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

モレラ駅のごみの問題につきましては、早速対応させていただくようにいたします。

長良・糸貫線の整備につきましては、先ほども申しましたように組織ができておりますので、協議会を中心にして強力に県に対しまして要望活動を行ってまいりたいと思っております。これは岐阜市と一体となっている組織でございますが、近々に総会も開かれるわけですが、本巣市としましては独自に、今議員おっしゃるように、糸貫以西、こちらからつけてほしいという要望は前からしておりまして、岐阜市の方は都市計画道路との関係がありまして大変難しい点がありますので、せめて西の方をつけるということをお願いしてあります。先ほどの157号線との交差点の改良はその一つであるということで御理解いただきまして、こうしたところからだんだん広めていただくように県に強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

樽見鉄道の方では簡易なことでもいいですから、その辺のところよろしく早急にお手配していただきたいと思っております。また、長良・糸貫線においては、今市長のお話にございましたように、できるだけ早く実現できるようにひとつ御努力願いたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。いろいろありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、1番 黒田芳弘君の発言を許します。

○1番（黒田芳弘君）

議席番号1番の黒田でございます。

ただいま議長に発言の許しをいただきましたので、通告に従い、今回は本巢市の観光事業についてをお尋ねいたしますので、よろしくお願いをいたします。

本巢市の観光において、その柱の一つとして根尾の淡墨桜があり、毎年多くの観光客が訪れ、本市の観光事業において、その大きな役割を担っております。しかしながら、桜というものは開花期間が短く、またその時期の天候にも大きく左右され、ここ数年の桜シーズンの観光客は横ばい、もしくは減少傾向にあります。これは資料にもあります統計からもわかるように、昨年度は愛知万博、花フェスタ、セントレアの開港等の影響がありまして、15万5,000人と減少したとのことでありましたが、15年度、16年度の17万人に対しましては、ことしは16万2,000人となっております。今後はさらなる年間を通じた観光客の増加を図り、本巢市を広域にPRしていかなければならないと思います。特に、他県ナンバーの車が目立ち、好調なモレラ岐阜の来客に対して、さらに北部まで足を運んでいただくこと、また中京圏の大量な退職を迎えます団塊の世代をターゲットとして、本市の観光事業を強化することが大切であると考えます。

観光事業への取り組みにつきましては、過去にも取り上げられまして前向きに検討されていることと思いますが、具体的な施策を上げませんと積極的になかなか前へ進めないということで、今回は市民の意見も取り上げさせていただきまして、3点ほど提案をさせていただきます。

まず1点目でございますが、うすずみ公園の再整備についてであります。

これにつきましては、国の支援事業でありますまちづくり交付金で新たな事業計画がありますが、先ほども申したように、観光期間を長くする施策が必要であると考えます。桜はその種類によって開花期間が異なっておりまして、資料にも添付させていただきましたが、さまざまな種類の桜を植栽し、このうすずみ公園であらゆる桜が楽しめる総合公園として再整備をしたらどうでしょうか。そうすれば、3月上旬の河津桜、寒緋桜に始まり、4月上旬から中旬の八重紅彼岸、大山桜、そして4月下旬以降の御衣黄、八重桜まで長期間にわたり皆様に楽しんでもらえます。また、いろんな桜を植栽することによって、肝心の淡墨桜本体に悪影響がないか心配され調べて見ましたが、淡墨桜のようなエドヒガン系は病虫害に強く長寿であり、一般に桜の名所として植栽されておりますソメイヨシノ等の園芸品種は極めて病虫害に弱いとのことであります。

ちなみに、今回調べてわかったんですが、ソメイヨシノとは、江戸彼岸桜と大島桜の交配種であり、品種改良されてまだ120年余りのことで、寿命は60年であるとのことであります。また、その淡墨桜、山高神代桜、三春の滝桜が通称日本の3大桜と呼ばれていますが、それらの植栽コーナーを設け、観光客の関心を引く作戦もいかなもののでしょうか。さらには、通年を通じた観光ということでありまして、養老公園のように秋には紅葉でも来客をしてもらえるように、すぐ隣で花の森事業で整備いたしました遊歩道等なども連結をさせ、もみじやかえでなどを植栽し、季節を通じた魅力ある公園整備が必要ではないでしょうか。

2点目として、商店街のイメージアップでございます。

根尾地域には川原商店街があります。地域の中心街であり、住民にとっては昔から大変愛着のあ

るまちであります。私たちの世代が幼いころは、食料、衣料など、ほとんどすべてのものをここで調達してきました。月に1回、親に小遣いをもらい、子供たちだけでバスに乗ってきて、床屋さんへ行き、食事をして、おもちゃを買って帰る。こんなことが本当に楽しかった思い出に残るまちであります。また、桜のシーズンには樽見駅でおり、淡墨公園へ向かう途中、散策される商店街でもあります。ですが、過去よりこれといった施策がされておらず、以前に比べ活力に乏しいまちとなっています。私はなぜ今までこのまちに手がかけられてこなかったのか大変疑問に思うところでございます。

まちの景観づくりにつきましてはいろいろと考えられますが、まずは道路をカラー舗装、あるいはアート舗装で施工し、まちのイメージアップを図ってはどうでしょうか。それで先日、旧小坂町の商店街を見てきました。資料の方に写真も載せてありますが、ここは黄土色の舗装が商店街全体にされております。私が見た感じでは、これだけで明るい活力のあるイメージが出ます。地域住民に活力を与え、やる気を起こさせるためにも、全国各地で行われています景観に配慮したまちづくりを参考にし、ぜひ取り組んで欲しいと願います。

3番目といたしまして、カブトムシと触れ合える地域づくりであります。

夏のシーズンを迎え、アユの友釣りも解禁となり、やがて子供たちも夏休みが始まり、川遊び、キャンプ等で多くの人が訪れ、活気づいてまいります。そこで、もう一つ地域の目玉となるものが必要と考えます。豊かな自然に恵まれました地域の特性を生かし、カブトムシ、クワガタムシを自然繁殖させ、子供たちが昆虫と触れ合える地域づくりを目指してはどうでしょうか。これは市民の方から聞いたことでありますが、カブトムシはコーヒーのだしがらを畑にまくだけで、簡単に繁殖できるとのことです。また、奥地の工事等で伐採した雑木を堆積し、腐食したところへも卵を産みます。これらは廃棄物の減量化、再利用にもつながり、有効な方法であると思います。カブトムシが飛び交う地域として、子供たちが夏休みにたくさん来てにぎわうよう、またキャンプパーク、うすずみ温泉等の利用客に対しましても付加価値を与えるためにも、少ない投資で将来価値のある施策と考えますがいかがなものでしょうか。

以上、3点について答弁をお願いします。

○議長（上谷政明君）

本巢市の観光について、3点質問があります。3点ともについて答弁を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 藤原俊一君。

○林政部長兼根尾総合支所長（藤原俊一君）

それでは、本巢市の観光事業についてということで3点ほど質問が出ております。お答えしたいと思います。

確かに本巢市の観光というのは大変重要でございまして、全国に発信をしていかなければならないと考えております。

まず第1点目のうすずみ公園の整備についてでございます。淡墨桜周辺につきましては、昭和55

年以降、第2次林業構造改善事業、電源立地促進対策交付金事業、過疎対策事業等を取り入れ、約4万平方メートルの敷地にキャンプ場、それから管理棟、花木植栽、芝生広場、休憩場、散策路、野外ステージ、民俗資料館等々を整備し、淡墨桜を根尾地域のシンボルと位置づけるとともに観光の拠点として進めてまいっております。議員御指摘の内容につきまして、今年度の予算で根尾地域振興事業調査費をお認めいただきました。そんなことで、公園全体の環境のデザイン、全体のリニューアル看板とか植栽、歩道、現状における桜への影響、年間を通じた集客、事業家に向けて専門家を交えて検討してまいりたいと考えております。

第2点目の商店街のイメージアップについてでございます。地域の商店街が衰退しているのは、全国的な課題となっておりますが、根尾地域の川原商店街につきましても、議員御指摘のとおり活力が低下しているのも事実でございます。先ほどの質問の中に、そういうものを何もなされていないということもございましたが、川原商店街の活性化につきましては20年ほど前から、商工会、地域リーダーを中心に経営コンサルなどの専門家の意見を取り入れつつ、経営診断とか事業の聞き取り調査などとともに、議員御提案の町並みの景観、道路のカラー舗装、空き店舗の有効活用について協議してきました経緯がございます。商店街としての集約がなかなかまとまらず、現在に至っているような実情でございます。したがって商店街の活性化につきまして、平成15年7月に川原まちづくり協会というのが設立しております。こういったところでさらなる検討、そういうようなことを現在期待しているようなところでございますので、地元の人たちの魅力あるまちづくりをすることによって活性化につながるかなあと考えておりますので、期待しております。

それから3点目のカブトムシと触れ合う地域づくりについてでございます。自然と触れ合う機会が少なくなってきた現在におきましては、自然との触れ合い、自然と楽しみ、自然から学び、自然を守る豊かな心を持った子どもを育成する上で大変重要なことであり、また観光振興という観点からも、自然と触れ合う地域づくりは根尾地域において重要なことと考えております。カブトムシの養殖につきましては、根尾キャンプパークや一部市民の方も取り組んでおられると聞いております。今後、キャンプ場などにおいて、昆虫と触れ合える企画に取り組んでいただけるよう要請していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

ただいま前向きでかつ慎重な答弁をいただきましたが、最後に市長さんにお尋ねをいたします。

本巢市は、地域ごとの特性を生かした発展を望むことは皆様承知のことです。私たち北部の過疎地域に住む者にとっては、地域発展のため、観光事業の推進なしでは考えられません。この先、さらに過疎が進んでもふるさとがある限り、この地で生きていく覚悟でございますし、また子供たちにも、生まれ育ったこの地で住んでほしいと願っております。そのために我々大人たちは、今の自分たちの生活の向上のためだけに周りの小さな道路や水路を直すことよりも、地域の将来に

重点を置き地域づくりを進めていくべきであると思います。そして、観光事業の発展には観光協会の早期設立が大前提でありまして、商工会が合併した今がまさにその時期ではないかと考えますが、市長の展開をお聞かせください。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

観光協会の設置をすべきではないかの御質問でございます。県には観光協会がございまして、私ども本巢市もその会員となっております。実は、私はその監事をやっております、バックボーンとしては観光協会がないということですね。ちょっと寂しい思いもしております。そんなこともございまして、4月2日に商工会が市の商工会として発足をしていただきまして、その達しがございましたので、その折にうっかり観光業はどうなっていますかと申しましたが、これは私ども市長同士で話し合っておりますときに、ある市では、観光協会は商工会の部会にしているというところもあったもんですから、私一生懸命、商工会の組織を見ましたが、観光のことは一つもうたってありませんでした。ですからそんなことで、観光についても考えていただきたいということをその場で、お祝いにならなかったんですが、申し上げたところでございます。そのぐらい観光協会の設立については大事だと、このように思っている次第でございまして、そういったところを核に、地域でそういういろいろな方の意見をまとめて、本巢市の観光業の発展をしていくべきではないかと思っております、これは私ども市がつくるというわけにはいきませんので、民間の方で、根尾にはもともと観光協会があったようでございますので、そういったところを中心にして協会をつくっていただきまして、市としては何がしかの御支援をしていくという形で考えてまいりたいと思いますので、ぜひともおつくりをいただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、どうしても根尾が中心になりますし、根尾は、私はいつも申ししておりますが、本巢市の奥座敷であると、このように考えております。モレラ岐阜とかリオワールドには県外の方が3割か4割近くいらっしゃるわけですし、こういう方を呼び込むということが大事でございまして、そういう観光協会、あるいはPR用の資料もつくって宣伝をしてまいりたいと思っております。

なお、うすずみ温泉も稼働率35%ということで、あそこを設置された当時は85%ほどの稼働率で、すごく繁盛したわけですが、最近はこのように少なくなっております。ことし4月に私、大学の同級生夫婦を呼んで泊まってまいったんですが、神奈川の小田原にいますけれども、お医者さんでございまして、すごく喜んで、すばらしい施設だということで、朝、ウグイスなんか鳴いていまして、非常に感じよく帰らせていただいたと言っておりますが、そういうところがあるわけですので、これは私どももそうですし、議員の皆様方も御家族、御夫婦でああいうところで泊まって日ごろの疲れをいやしていただくと。忙しいときは泊まって朝早く出てくれば職場に着くこともできますので、何とかそういう形でみずからも利用することも考えていただいたらどうかかなあと、この折に申し上げさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○1 番（黒田芳弘君）

大変ありがとうございました。ただいま市長が申されましたように、観光協会の設立に向かっては、行政、議会、商工会が一体となって御尽力されますことをお願い申し上げ、私の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、2 番 船渡洋子君の発言を許します。

○2 番（船渡洋子君）

議席番号 2 番 船渡洋子でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、少子化対策について 3 点質問いたします。

本年度における予算の大きな特色は少子化対策であり、タウン誌での市長室より直行メッセージにも「ことしは少子化対策に重点を置いた各種事業を進めていきます」とありました。既に市単独の児童医療費助成も 8 歳から 12 歳までに拡大されました。第 3 子以降の子供に対して、幼稚園、保育園の保育料の無料化等は、保護者の皆様から喜びの声が寄せられています。国においては幼保一元化法が成立し、10 月から認定こども園が各地でスタートします。本市においては、幼児の教育及び保育のあり方について検討を進めるため、幼児教育検討委員会を設置することですが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。瑞浪市においては幼保一体化を今年度より本格的に実施され、保護者にとっても大変喜ばれています。認定こども園の拡充が保育所待機児童ゼロにつながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

2 点目に、保育所は児童福祉法に基づいて設置されたゼロ歳から 5 歳児のための福祉施設で、親が共働きであることなど、保育に欠けることが入所の条件となっています。子供が小さい間は母親が育てるのが一番望ましいのですが、経済的なことや今の社会情勢を見ると、必ずしもそうとは言いません。本市における未満児の入所の条件はどのようになっていますか。申し込む段階で働いていなくてはいけないのか、入所と同時に働きたいという人も含まれているのかお聞かせください。

3 点目に、出産時の経済負担を軽くする観点から、出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む受領委任払い制度を設けて、窓口負担を軽くできないでしょうか。現行制度では一時的にはあれ、生活費から出産費用を準備しなければいけなく、そのことが負担になっていることがあります。安心して赤ちゃんを産めるように制度を設けて応援したいと思います。いかがでしょうか。既に出産育児一時金委任払い制度をスタートさせた自治体があり、出産費用を立てかえなくてよくなり、安心との声が寄せられています。市長の御見解をお伺いします。

次に、福祉行政について 3 点の質問をします。

まず初めに、内部障害者への対応についてお尋ねいたします。

内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、内部機能の障害により、身体障害者手帳の交付を受けた人を総称して言います。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害とヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の六つの障害があります。現在、内部障害者は障害者手帳を取っている方だけでも96万人いると見られています。障害者手帳を取っている方たち全体で、およそ450万人いますので、5分の1ほどの割合を占めています。本市において平成16年には内部障害者の方は300人で、身体障害者全体の4人に1人にも上ります。定期的な通院や安静が必要で、デスクワークであっても長時間続くと症状が悪化を引き起こすなど、日常生活は大きく制限されています。目に見えない障害のため、電車やバスの優先席に座っていると白い目で見られたり、身体障害者用の駐車スペースにとめさせてもらえなかったりすることもあります。このように聴覚障害や視覚障害に比べて社会的にあまり認知されていないのが現状です。こうした状況の中、内部障害者、内部疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示すハート・プラスマークを2003年に作成しました。お手元の資料にあるとおりですが、このマークは医療を意味する赤の十字と体の内部を意味する赤いハートを組み合わせ、心に思いやりのプラスアルファをふやす願いを込めています。名古屋市では市バスと市営地下鉄の優先席マークのデザインを一新し、今までの4種類、高齢者、妊婦、子供連れ、身体障害者にもう1種類、内部障害者のハート・プラスマークの表示を導入し、優先席も大幅に増設をしております。本市において内部障害者への理解と支援、またハート・プラスマークの普及についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、オストメイト用トイレの改善についてお聞きします。

オストメイトとは、大腸がん、膀胱がんなど、腹部に人工的に排せつ口をつくらざるを得なかった人たちのことです。パウチと呼ばれる袋を装着し、その袋にたまった排せつ物を処理する際、オストメイト対応トイレがあると安心して利用できます。手術の後は健常者とほとんど変わらない生活ができ、社会の第一線で活躍されている方も多いのですが、大きな悩みの一つには外出先での排せつ物の処理です。パウチにたまったものを一定時間ごとに便器に捨て、洗浄する必要があります。設備としては、既存の障害者用トイレの一角に温水シャワーつき水槽を設けるのが一般的です。年間4万人ほどふえていると言われるオストメイトの方が安心して外出できるように、公共施設、道の駅等にオストメイト対応トイレの設置を進めていただきたいと思います。本市の第1次総合計画のまちづくり施策で「生きがいと安らぎのあるまちづくり」として、きめ細やかな福祉の町を目指しておられます。オストメイトの方々が社会参加する上で、オストメイト用トイレの普及は不可欠の課題と思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

最後に聴覚障害者、耳マークの表示板を市役所窓口を設置することを提案いたします。

耳が聞こえない、聞きにくいといった聴覚障害者の方は、話し言葉による意思の疎通を図ることができず、日常生活においての苦勞があります。特に、見た目には障害がわからないため、誤解されたり不利益なことになったり、危険にさらされたりする等、社会生活の上で不安は少なくありま

せん。聞こえないことが相手にわかれば、相手はそれなりに気遣います。目の不自由な人の白い杖とか車いすマーク等々、同様に耳を図案化されたのが耳マークです。先ほどのハート・プラスマークと一緒にお手元にあります。あまり聞きなれない言葉ですが、見ていただいたとおり、耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿をあらわしたデザインです。このマークは、耳は不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたもので、全国難聴者・中途失聴者団体連合会制定のシンボルマークです。窓口で耳マークと「耳の不自由な方は筆談しますので申し出てください」の表示板を設置し、来庁した方が安心して物事が進んだという話を多く聞いております。本市においても、公共の窓口等で聞こえないために後回しされないよう、受付窓口に表示板の設置をして対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、市長の御見解をお伺いします。

○議長（上谷政明君）

1点目、少子化対策についてと、2点目、福祉行政についてと、以上2点についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

船渡議員のもろもろの御質問に対しまして、お答えを申し上げます。

初めに、幼児教育検討委員会の設置についてでございますが、先日、この委員会の委員の選定を終えました。大学の先生、議会の代表の方、幼稚園の園長さん方、保育園の園長さん、あるいは保護者の方々、行政機関等々で構成することにしております。近日中、7月6日を予定しておりますが、第1回の本巢市における乳幼児の教育及び保育のあり方ということで、その制度とか保育施設の整備を含めまして総合的に検討していただきますように、会議を開催する予定で作業を進めておりますので、お願いをいたします。

次に、保育所への入所の条件についてでございますが、保育園というのは保護者の皆様が働いていらっしゃる、病気などのために家庭で保育することができない、これを「保育に欠ける」ということで申し上げるわけですが、そういうお子さんをお預かりして保護者にかかわって保育するところが保育園でございます。議員御質問の入所の条件につきましては、本巢市保育所の入所に関する取り扱い要領というのがございまして、保育の実施基準を定めております。3歳未満児及び3歳以上児ともに、申し込みの段階で、就労のいかんにかかわらず、すなわち職を探しておられる方も含めまして、そうした保護者のお子さんも保育するという形で考えておりますので、職についていられなくても十分対象になると。ただ、全然私は職を探しておりませんとか、おじいさん、おばあさんがいらっしゃるというようなことで保育ができる場合には対象外という形になりますが、できるだけ対象になるように考えているところでございます。

それから、出産育児一時金の受領委任払い制度の創設をとの御質問でございますが、現在出産一時金は出産後、市民環境部市民課の保険・年金係の窓口申請していただきまして、支給をしているところでございます。被保険者からの出産費用等についての相談がありますようなときには、国

民健康保険団体連合会の国民健康保険出産費資金貸付共同事業を紹介しているということでございます。

この貸付共同事業についてちょっと詳しく申しますと、この事業は、出産においては医療機関等への分娩費等の支払い、あるいは出産前にも一時的に多額な費用を要する場合がございますので、こうした状況を緩和しますために出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対しまして、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うという資金の貸し付けであります。対象となります方は、妊娠5ヵ月以上でございまして、その出産に要する費用について、医療機関から請求を受けた者とか、国民健康保険税を完納していらっしゃる方、そういう世帯主に対しまして貸し付けられるわけでございます。資金の貸付額は1万円以上で、出産育児一時金支給見込みの8割、すなわち出産育児一時金は30万円でございますので、その8割、24万円を限度として、これは無利子で貸し付けているところでございます。このような貸付制度がありますので、受領委任払い制度にかわるものとして有効に活用していただければありがたいと、このように思う次第でございます。

ちなみに、出産育児一時金の受領委任払い制度について調べてみますと、県内でもほとんど実施例がございません。制度の導入に対しましては本巢市と国民健康保険連合会、さらに医療機関、この3者で三者契約というのを結ばなきゃいかんわけでございます。この場合、市と国保連合会は契約しやすいんですが、問題は医療機関でございます。医療機関は、どこの医療機関と結ぶかということが非常に問題なわけですし、恐らく出産される場合は、実家へ帰って産まれるわけでございますので、北海道から嫁に来ていらっしゃる方が北海道へ行くということは、そこまではないかもしれませんが、県内の郡上であつたり飛騨の方であつたりというようなことは間々あろうかと思えます。ですから、そういうところとまで契約しないと、それが効果を発揮しないということでございますので、そういう点でこの制度の運用は大変難しいということでございます。

先ほど申しましたように貸付制度がありますので、むしろこちらを使ってほしいと思えますし、今の委任払いの関係については、むしろこれは国がやっていただければいいわけなんですけど、ちょうど今、国会におきまして政府の少子化社会対策推進会議というのがございまして、出産後に支払われる30万円の出産一時金を出産入院時に支払うような制度にしよう。これも金額が30万円でございますが、35万円に上げてというようなことで、そういう手続変更する等の提言がまとめられまして、少子化対策に関する協議会で検討されまして、今度の骨太の方針2006に盛り込むという動きがございまして、そうしたことに期待をしている次第でございます。

それから、内部障害者への対応でございます。平成18年4月1日現在で見ますと、本市の身体障害者の方は1,382人いらっしゃるわけですし、そのうち内部障害者の方は353人、約4分の1いらっしゃいます。ハート・プラスマークというのは、障害者ハート・プラスの会がつくられたもので、これは法的な拘束力があるというものではありませんが、市といたしましても内部障害者に対する市民の理解を深めていただくということは大事だと思えますので、障害者のプライバシーにも配慮しながら、広報紙等でそういうマークの意味を十分市民の方に示して、理解をしていただくように

していただきたいと、このように思っております。

また、オストメイト用トイレの改善でございますが、本市には膀胱とか直腸の機能障害の方が33人いらっしゃいます。この方たちにとりまして、オストメイト対応のトイレというものは必要でございますが、新たにそのためにトイレをつくるわけにもいきませんので、結局は障害者用のトイレを活用するという形になりますが、そうした場合にはそのオストメイト用のバケツ的なもの、あるいはお湯が出る必要もあるんですが、そういったものをつくるスペースがあるかというようなことも十分調査してまいりたいと。できるだけつけられる方向で考えてまいりたいと、このように思っております。

聴覚障害者の耳マークの表示を本巢市窓口を設置することについてということの御質問でございますが、本巢市の窓口の状況を見ますと、外国人登録の中国の方なんか、女性がどんどござって込むときはありますが、平生は待っていただくほど込んでおりませんので、そういう聴覚障害者を見過ごしてしまうというようなことはまずないというふうに思っております。それにしましても、既にぬくもりの里にはこの耳マークを設置しております。ですから、聴覚障害の方が困られることがないように、マークを設置するだけのことでございますので、窓口には表示板の設置をして、そうした方の利便を図ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。以上、船渡議員の御質問にお答えをいたしました。

この際ちょっと申し上げますが、船渡議員さんからたくさんの御質問を私にいただきましたが、私も内部障害者、ここにハート・プラスマークはつけておりませんが、心臓が小さいものですから、こんなにたくさんの御質問を一気にもらいますと大変、きょうは何かしら市長に対する質問がいっぱい、一人ひとり来るものですから、優秀な三役、部長も控えておりますので、ちわってひとつ御質問、ただ申告が私ということになっておりますので、まじめに私から答えさせていただいた次第でございます。もし再質問がありましたら、先生の場合は部長の方からお答えさせていただきますので、よろしく願います。

〔2番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

大変温かいお答えをありがとうございました。

幼保一元化法で示されている認定こども園は、就学前のゼロ歳から5歳児に保育と教育を一体的に提供する幼稚園と保育所の両機能を兼ね備えた施設。親が働いているかどうかに関係なく子供を入園されることができ、預かり時間も保育所並みの8時間としています。施設形態も4タイプが想定されますが、本市においてもできることから対応していただけるように強く要望をします。

2点目の保育園の申し込みの段階で働いているということが大変厳しいという声があるわけですが、今のお答えでは、働きたいと思う人もいいんだということでお答えをいただいたんですが、現実には優先順位があってなかなか入れないというのが、私の住んでいる真桑保育園、真正の方ではそ

ういった状況が多く見られますので、この認定こども園が拡充されるとそういった点も解消されるのかなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の出産費用の貸付金の件ですけれども、出産費用が大変というふうに相談した場合に借り入れすることができる制度を紹介してもらえるとということで、こちらからそういったことを言わない限り、そういう制度があるということも知らないのが現実、私も実際に知らなかったです。また、大変な思いをして出産を決意したときには、なかなかそういったことを言うことができないというのが現実ではないかなあというふうに思います。幾らいい制度があっても、知らなかったらそれは無いのと同じということで、広報とか母子手帳の交付の折などに、何らかの形でこの制度を紹介していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

続いて、内部障害者に対して温かい理解と支援を行っていきたいと思います。社会に理解を広める第一歩は、まずみずからの認識と行動を変えるということにあります。例えば、バスや電車などでは、携帯電話の電源を切るように。携帯電話などから発する電磁波は、心臓ペースメーカーを埋め込んでいる内部障害者にとっては、生命にかかわる大敵です。そういったことを念頭に置いて、私たちは行動したいなというふうに思います。隣の山口市では、このハート・プラスマークのカードを作成し、福祉の窓口で欲しい人に差し上げるサービスを行っています。また、いろいろなところにハート・プラスマークを掲げ、障害者への理解を呼びかけています。先ほども広報紙で紹介するというふうにお答えをいただきましたが、障害者への理解と支援を高める啓発活動として、こういったことも行っていただけたらなあというふうに思います。新バリアフリー法が成立して、本市においても改善することが多々あると思いますが、モレラができ一躍有名になった本巢市です。ほかの地域からも多くの人がある機会がふえ、本巢市をアピールするチャンスではないかと思いません。以前、市民の方から、「福祉が行き届いているから本巢市に引っ越したわ」と、このように言われたことがあります。きめ細やかな福祉の行き届いたいい町だな、ぜひ住みたいなあと思っていただけるような施策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、要望も含め私の再質問を終わります。

○議長（上谷政明君）

それでは、出産一時金のことにつきまして市民環境部長の方から答弁をお願いします。

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、私の方から御答弁させていただきます。

この貸付制度については、市長さんが今、メリット・デメリットについてはそれぞれ御案内させていただきましたとおりでございます。しかしながら、実績等、私どもも今回見させていただきました。岐阜県のこの連合会の方にデータをいただきました。平成13年10月からこの制度を連合会として始めておるわけでございますけれども、やはりその13年当初は19件だったんですが、ずうっとデータを見てみますと、昨年度で119件あったということでございます。そんな中で本市の関係する部分があるかなあと思ったら、やはりなかったというのは現実なんですね。そういったことで私

どもも、やはり分庁方式でいろいろ手薄になった部分もあるかと思しますので、今後、舩渡議員さんが言われましたように、広報等でもう一度周知徹底をさせていただいて、こういった制度がありますよということで活用していただくような方向で進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目の福祉行政の中についての再質問について、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、お答えをいたします。

幼児教育の検討委員会の設置につきましては、先ほど市長からお話をしましたように、近々中に第2回目を開催するというごさまで、内容につきましてはそこの中で検討・協議をさせていただくということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、ハート・プラスマークでございますけれども、これにつきましても先ほど市長から申し上げましたように、啓発やマークの普及に努めてまいりたいということでござひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

オストメイト用のトイレにつきましては、設置の方向で検討をしてみたいということでござひますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、聴覚障害者の耳マークの表示板の設置でございますけれども、これにつきましては設置の方向で進めてまいりたいというふうにごさまで、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○2番（舩渡洋子君）

大変ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

それでは、午前の会議はこれで終了します。

1時から再開をしますので、暫時1時まで休憩とします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、4番 臼井悦子君の発言を許します。

○4番（臼井悦子君）

4番 臼井悦子です。よろしくお願いいたします。

発言通告に基づき2点質問させていただきます。

まず1点目は外山連絡所についてでございます。2点目は、福祉バス「ササユリ号」の乗降についてお尋ねいたします。

初めに、外山連絡所についてでございます。このたびの本巢市行政改革大綱の実施計画の中で、平成18年度に本巢市役所本巢支所外山連絡所の廃止を前提に検討する旨、取り上げられております。しかし、長年利用してまいりました地元住民にとりましては大変不便をこうむることにもなり、ますます高齢社会の進む今日において、福祉サービスの低下につながるものと思われまます。

また、山間部の過疎化が進む現状にあり、交通事情の不便さ等も考えますと、外山連絡所の廃止は、弱者、住民の生活に多大な影響があるものと考えられます。これらのことから、行政改革における外山連絡所の廃止はいかがなものかと思いますので、市長さんのお考えをお尋ねいたします。次に、福祉バス「ササユリ号」の乗降についてでございます。現在運行中のササユリ号の利用者は、高齢者の皆さんが多い状況であります。バスの車高が高いため、乗降につきまして大変不自由を来しておられる方が多数あるように聞いております。このような実情を解消するための有効な対策は考えられないのか、企画部長さんにお尋ねいたします。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、外山連絡所についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

白井議員の外山連絡所に関する御質問に対しましてお答えをいたします。

この連絡所につきましては、平成18年3月に策定しました行政改革大綱及び行政改革大綱実施計画の中で、効率的な行政運営を推進するという観点のもとに、廃止を前提として検討することとしているところであります。

現在、外山連絡所は住民票などの諸証明交付を主な窓口業務としまして、専従の職員1名を置いているわけですが、来客数は1日2.0人と非常に少なく、非効率な状況となっております。戸籍の届け出や税、福祉関係など多くの窓口サービス等は、外山地区の方々も本庁舎本巢地域調整課などへ直接来庁させていただいているところであります。

また、交通事情も次第によくなってきておりますし、本庁舎、本巢北部との間には、行政福祉バスの「ササユリ号」を、毎週月・水・金と3日運行をしております。高齢者、弱者の方の交通手段も確保しているところでございます。

こうした施設の廃止につきましては、既に先進事例が県内にもございまして、高山市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、揖斐川町、大野町、川辺町、この8市町で既に組み込んでおられますが、いずれも住民サービス上支障ないと、このようにうまくいっているというふう聞いておまして、私どもとしましては、まずは住民サービスの低下を招かないように、郵便局等やJAなど代替機関と調整しながら、そうした各機関へ業務委託も含めていったらどうかということで、関係各課で今検討を進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、福祉バス「ササユリ号」の乗降についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 宇野利数君。

○企画部長（宇野利数君）

臼井議員の2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

行政福祉バス「ササユリ」は、平成8年7月から運行を開始させていただいております。昨年度は約7,300名の利用者がありましたが、その利用者の多くが高齢者でございます。議員御指摘のバスのステップが高いということで、それを解消する対策についての御質問でございますが、現在運行している車両につきましては、平成8年の運行当初からの車両でございまして、購入当時におきましては、オプションとしてバリアフリー機能の装着はできませんでした。また、現在販売されている同型のバスには、オプションとして電動ステップが装着できる仕様となっておりますけれども、「ササユリ」にそれを装着することはできないとのことでございます。

「ササユリ」につきましては、現車両も11年目となっております。更新を検討する場合には、電動ステップ付きの車両の導入を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

ただいまは、市長さん並びに企画部長さんの御答弁をいただきましてありがとうございます。

1点目につきまして、御回答の中に1日平均利用率が低いということが見直しの原因の一つにも上げられている状況でございますが、諸証明の利用は少ないと思われましても、行政サービスの窓口としての外山連絡所の機能は大きいと思われまします。

先般、私は1日外山支所の中におりました。証明以外のお客様というよりも独居の地域のお年寄りが時々御相談に見えておられるようです。そのような状況の中を見ますと、福祉行政の重要施策の一環ともなる窓口サービスを、もう一度見直してほしいと考えているところでございます。

今回、行政大綱の中で節減される経費の面でございますが、主に人件費が8割を示していると思われまします。できることならその人件費につきましても、退職職員の再任用登用ということも考えられます。それらのことを考慮された上で、現在の存続ができないものかと考えましますので、この件につきまして再度質問いたします。

2点目につきましては、ただいま企画部長さんの御回答で大変よくわかりました。

また、その内容につきましては、バスの更新時が近くなっているということですので、ぜひとも早い時期に電動ステップ式のあるバスを御購入いただければとお願いしておきます。

○議長（上谷政明君）

1点目につきまして、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

外山連絡所についてでございますが、先ほども申しましたように、先進事例が各市町でございま

す。既に、そこで支障なしにやっつけらっしゃるということですので、そういったところの事情も十分聞きながら、また問題点はどうかということも含めまして、関係各課で業務委託機関とも調整しながら進めさせていただきたい。

今、御発言の市職OB等の登用はどうかということもございしますが、そうしたことも一応検討の中に含めて検討させていただきたいと、このように思っておりますのでよろしくをお願いします。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

はい、臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

大変市長さんのお心のこもった御回答いただきましてありがとうございました。

現状の諸証明事務等を他機関に代替業務委託をされるような検討もされるということですが、いずれにいたしましても、この先、地域住民の利便性を考慮した、迷惑のない、過ごしやすく、行政とのコミュニケーションの図れる環境を保持していただきたく、切にお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3点について質問をいたします。

第1番目は、幼保のあり方についてであります。これについては、せんだって長い名前ですが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法というのが成立し、この秋から施行されるというふうになっています。もともとこの認定こども園という構想が出てきたのは、2003年6月の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003、いわゆる骨太方針2003の中の国庫補助負担金整理合理化方針、そしてその中で、新しい児童育成のための体制の整備として提案されました。

そのねらいは、規制改革・民間開放推進会議の第1次答申、これが2004年12月24日に出ておりますが、その中でこのように述べています。「現行の幼稚園と保育所に関する規制にとらわれるのではなく、どちらか緩い方の水準以下とすることを原則とする」というふうに言っています。

また、第2次の答申、これは2005年の11月21日ですが、そこでは、福祉の観点から、利用者の細分化された所得段階に応じて徴収される応納負担の色が濃く残っている保育料を原則として応益負担とし、サービスに見合った適正かつ公平な利用者負担の実現としている。こういったことから明らかなように、現行の教育あるいは保育の水準を大幅に切り下げる。そして、その目的が財政削減、そしてさらには保育や幼児教育を国民の権利として国が責任を持ってやっていくという、その責任放棄にもつながってくるのではないかとというふうに懸念をしています。

さらに、これを民間開放ということからして、営利企業の目的にしてくるのではないかとというような懸念も持たれています。実際ある新聞では、専門家がこのように述べています。「認定こども

園は規制改革の論議の中で出てきた構想で、子供のためというより、保育への企業参入の橋渡しになっていくのではないかと懸念される」というふうには指摘をしています。

こうしたいろんな問題がありますが、さらに私が気になっているのは、認定こども園の認定基準について、これまでは国が基準を示していたわけですが、認定こども園になって、国は単にガイドラインを示すだけで、実際の基準については地方の柔軟な対応を可能とする観点から、都道府県が定めるというふうにしています。このことによって、都道府県によって格差が生じてくるというおそれが多分にあります。そうしたことについての心配の声も多く出されています。

認定こども園は、四つの形が打ち出されています。その一つは、幼保の一体型。二つ目は、幼稚園に保育園の機能を持たせる。三つ目が保育所に幼稚園の機能を持たせる。四つ目に自治体の単独型という、この四つの形が提起をされています。市では、現在幼保のあり方を検討中ではありますが、これまでいろいろ質問してくる中で、国が実施している総合施設モデル事業の推移を見ながら方向性を検討していくということになっていったというふうに思います。私は、この国がやった総合施設モデル事業というのが、これまでの幼稚園、そして保育所、そしてそれに次ぐ第3の施設として、地方自治体の裁量権もふんだんに盛られた新しい形になるというふうな認識も若干しておりましたけれども、残念ながらこの認定こども園という結果を見ると、全く異なった方向が打ち出されているのではないかとこのように思わざるを得ません。

こうした中で私は、この本巢市の子供の最善の利益を守る立場をはっきりさせることが、今とても大切になっているというふうに思っています。認定こども園は多くの問題を持っていますが、同時に、親が働いているかどうかということに関係なしに子供を受け入れる、そういう前進面もあります。そうした前進面は受け入れつつも、そして特に大切なのは、これまで旧各4町村で進めてきた教育・保育の水準、そして本巢市になってから進めてきた水準を決して下げることなく、例えばこの都道府県が基準を定めることになっておりますので、岐阜県が定める方針が、まずどうなるかはわかりませんが、仮に現行の水準より下がるような方向が出されたとしても、本巢市は本巢市として、これまで守ってきた水準を維持するといった方針を定めていくことが大切だろうというふうに思っています。その点についての市としての見解をお伺いしたいというふうに思っています。

二つ目は、自立支援法の実施による影響調査を実施してほしいという点であります。

障害者自立支援法が実施されてから3ヵ月になろうとしています。この間、日本共産党としても、法実施後、2ヵ月の実態調査を全国的にいたしました。この調査は全国230余りの障害者施設を無作為に抽出し、その結果、40都道府県の212施設、事業所から回答がありました。その結果によると、原則1割の応益負担が課されるようになったことによる負担増のために、施設利用を断念した障害者が65人、中止を検討しているという人が111人に上っているというふうに報告されています。

また、施設や事業所についても、報酬単価が引き下げられたことから、前年比で平均して一、二割の減収、多いところでは46%の減収という施設もあったと報告されています。このように全国的

に見ると、障害者のサービス利用、あるいは施設の運営に深刻な影響が出てきている。そしてその結果、自立支援どころか自立破壊という事態も生まれているというふうに思っています。

そこで、この本巢市における該当者、また、そうした人たちが利用している施設の実態はどうか、このことについて、市として実情を把握する必要があるというふうに思っています。そのためには、この自立支援法実施による実態調査を早急に行ってほしい。そしてその上に立って、市としてやらなければならないこと、あるいはできることは何なのか、こういったことを検討していく必要があるというふうに思っています。国会では、小泉首相さえも参議院の決算委員会で「苦情は来ている。さまざまな実態を含めて調査する必要がある」というふうに答弁をしています。市としての考えをお伺いしたいと思います。

3番目は、NEO桜交流ランドについてであります。その中で一つはパン工房の利用についてあります。17年度の交流ランドの経営状況が報告されました。それによると、パン工房が1年以上にわたって閉鎖されているにもかかわらず、今後の利用方針がまだ確定していないというふうに報告されています。もともと温泉施設、宿泊施設への付加価値をつけようという思いで、パン工房あるいは陶芸工房といった体験工房がつけられたというふうに思っています。過去の実績を見ますと、それなりの利用があったようで、こうした閉鎖の状態が続いているということは本当に残念な気がしています。

そこで、この施設をこれからどう利用していったらいいのかということをお自分なりに考えてみますと、パン工房あるいは陶芸工房については、温泉あるいは宿泊施設と異質のものであり、いわば社会教育的な施設として、その利用方法を考えることができないだろうかというふうに思っています。国交省の補助をもらって建てた施設というふうに聞いておりますので、単純に社会教育施設にするというわけにはいかないとは思いますが、利用の方法としては、そうした可能性が十分にあるだろうというふうに思っています。そうしたことも含めて、これからの利用方針について早急に確定をしてほしいというふうに考えています。

2番目の周辺整備についてであります。この温泉「四季彩館」がオープンした当初は、年間20万人余の利用があったというふうに報告をされています。しかし、当時と現在は社会状況、あるいは利用の状況も大きく変わってきています。例えば温泉一つにしても、できた当時は、まあ私事ですが、たびたび行きました。でも今は、もっと近いところに幾つかできてきています。そうしたときに、それでもなおかつ根尾まで足を運んで温泉に入ろう、あるいは、先ほど市長の答弁にもありましたホテルを利用しようというふうになってもらうためには、今あるホテル、温泉だけでは、やはり不十分だろうと。そう思ってあの周辺を見ておきますと、例えば西側に耕作地もありますけれども、耕作放棄地もたくさんあります。そうした周辺の整備を何らかの形で進める、そのことによって、根尾ならではの魅力をつけ加えることが集客力の向上につながっていくのではないかとこのように思います。

どういうふうに整備していくかということについては、例えば今、全国いろんな所の例を見ておきますと、特に有名な富良野のラベンダーとか、あるいは芝桜、ヒマワリ、いろんな花を一面に植

えて、それを全国に発信することによって多くの集客をしている。そして成功しているという例が数々あります。そうせいというふうには単純には言いませんけれども、そうしたことも含めて周辺整備については考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

NEO桜交流ランド全体については、経営状況についていろいろ言いたいことはありますけれども、支配人が今度かわった中で、新たな方向がこれからしっかりと検討されていくだろうと思うので、そういう中で、今申し上げたようなことも検討課題の一つに入れて検討してほしいという意味で今回は申し上げますので、お考えをお伺いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目、幼保のあり方についてと、2点目、自立支援法実施による影響調査、この2点についてを健康福祉部長に答弁を求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、1点目の幼保のあり方についてお答えをします。

現在本市における乳幼児・教育については、議員御承知のように、本巣地域にあっては公立の保育園と私立の幼稚園で、真正地域にあっては公立の保育園と幼稚園で、糸貫地域にあっては保育園と幼稚園の施設の共有化による一元体制での幼稚園で、根尾地域にあっては私立の保育園でと、合併前の4町村の形態で実施しているところであります。

本年10月に施行されます就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律によるところの認定こども園につきましては、具体的な認定基準は、文部科学省、厚生労働省が定める指針を参酌して都道府県知事が定めることとしています。議員御質問の教育・保育水準につきましては、これまで4町村で、また本巣市として進めてきました幼児教育・保育、施設設備及び職員配置などの水準は維持していきたいと考えております。

次に、2点目の自立支援法実施による影響調査はということでございますけれども、本年4月から、障害者自立支援法が施行されましたが、まだ開始後2ヵ月余りでありますので、その実態は明確には把握できませんが、利用者負担について不安を感じておられる方もあるように伺っております。折しも今年度は、障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画を策定する予定でありますので、その実態調査の中で、今回の制度改正に伴う影響につきましても、調査項目に加えて実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（上谷政明君）

3点目、NEO桜交流ランドについての答弁を助役に求めます。

数点あると思いますが、すべてお願いします。

助役 高木 巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは御質問の3点目、2項目にわたってございますが、まず最初に、NEO桜交流ランドのパン工房の利用についてお答えを申し上げたいと思います。

パン工房の利用につきましては、パン製造指導員が平成17年7月末で退職をされましたために、工房でのパン類の直接販売はやむを得ず中止をさせていただきました。しかし、現在公認の指導員の募集と並行いたしまして、樽見鉄道との連携によりますところの予約対応によりまして、パンづくり体験の営業を続けておりまして、前年度より減少はしておりますものの、年間 817名の方が工房を利用していただいております。

一方、同じ建物内にございますけれども、陶芸工房の体験者数は 1,703名を数えておりまして、両工房を運営することにより、相乗的に利用者の増加が考えられますので、当面はパートによる指導員確保に努めまして、樽見鉄道との連携も図りながら運営するよう指導してまいりたいと考えております。

また、議員御提案のように、こうした体験工房は社会教育的な施設としての活用も考えられますが、当初の施設の整備計画も考慮いたしまして、今後の利用方針について検討してまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、ここならではの魅力を、耕作放棄地等を活用した周辺整備を通じて創造することが集客力を高める一助になるのではとの御質問がございます。

新たに土地を賃借いたしまして、整備あるいは維持することにつきましては、地域の皆さん方の御協力をまず得なければならないこと、さらにはコスト増となることが考えられます。まずは、施設内の6ヘクタールの広大な未利用地、これにつきまして有効活用を検討し、季節を実感できるような花木、あるいは草花の植栽等による修景整備を検討し、通年性のある集客に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[21番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点目について、基本的に先ほど答弁いただいたことで結構なわけですが、ただ若干懸念がありますので少しつけ加え、考えがございましたらお伺いしたいというふうに思います。

先ほど最初の質問の中で、子供の最善の利益ということを言いました。この子供の最善の利益というのは、1989年にできた子供の権利条約の第3条の文句です。その中では、「子供にかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子供の最善の利益が第一次的に考慮される」というふうになっております。この子供の権利条約に日本も、1994年だったと思っておりますが、批准をしています。そして今、約 200の国がこれに批准をしているという状況であります。この子供の権利条約をベースにしながら、そして子供の最善の利益をどう図っていくかということで、それぞれの自治体、旧4町村でも、そして本巢市でもいろいろ取り組みをしてきたらうし、またそういう思いを持っていろんな検討をなされてきたというふうに思います。

ただ、懸念を持っておりますのは、物事の初めのときにはいろんなことを想定し、いろんなこと

を考え、そして十分煮詰めて出発するわけですが、それが時間の経過の中で、あるいは担当者が変わっていく中で、思いがだんだんずれていくということは残念ながら間々あることです。そうしたことがないように、これからの本巢市の幼保のあり方について、十分な検討をするという段階に来ているわけですから、今ここで確立した方針が今後とも変わることなく守られていく、そういう論議をしていってほしいし、そういう結論を出していってほしいというふうに思っています。

今、懸念をしたようなことは、どこのどういう問題であるということは具体的には今は申しませんけれども、いずれにしても、そういうことがないように、そしてそう思っていることが杞憂に終わるようにしてほしいということだけ申し上げておきます。その点で、もしお考えがありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

2番目は結構です。

3番目もまあ順番としては、助役答弁で今のある施設内6ヘクタールの中をどうしていくかということがもちろんあると思います。ただ残念ながら、行って外周の道路をずうっと通っておりますと、その外回りが耕作放棄地になっていて、いかにも正直言って、なんとなくみすぼらしい感じがするんですね。そうすると中がいくらきれいでも、その道路の反対側がみすぼらしいというのでは、やっぱり魅力が一つ欠けるのではないかという気がいたします。今すぐどうこうということは言いませんけれども、これからの改善計画等を考えていく上では、やっぱりそのことも念頭に置いてやっていくべきだろうと、いつできるかということはまだ置いておいても、そのことについては改めて強く感じていますので、御答弁いただければと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目について、健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは1点目につきまして、再度お答えをさせていただきます。

先ほどからお話をしておりますように、本巢市の幼児教育に関する検討委員会を来月の6日に第1回目を開催する予定をしておりますけれども、そういった中におきましても、十分今お話がありましたような子供の最大の利益についても考えていただきたいというふうに思っておりますし、我々としても、今後そういった点につきましても十分に考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（上谷政明君）

3点目について、助役 高木 巧君。

○助役（高木 巧君）

国道 157号からNEO桜交流ランドへ入る間に、157号のつけかえ道路の整備が現在なされておりました、それから入りまして、要するに斜面についてはまだ非常に道路整備途中の状況でございますから、これは将来のことといたしまして、もう少し上へ上がりまして、温泉施設が見えるところからの左手、このあたりのことを御指摘かと思いますが、時期によりますとタラの芽が栽培されておる農地もあれば、水田として利用されておる農地もあれば、また耕作放棄地もあればということ

で、さまざまな農地の様相を呈しておりますが、先ほど申し上げましたように、6ヘクタールの広大な敷地の中に、正直申し上げまして道路を、温泉に向かいまして今度は右手の方ですが、サイクルプラザだとかそういったものが低いところがありまして、それに沿う形で斜面がございますけれども、この斜面の利用が、正直申し上げまして十分でないことは現地を見ましても確認できますので、これらからまずとりあえず手をつけまして、全体的には将来の構想につきましても、御指摘の部分について検討していく項目であるのかなというふうには考えますが、そんなことで、とりあえずそういった目につくところの施設内の整備から検討してまいりたいということで考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○21番（鵜飼静雄君）

結構です。

○議長（上谷政明君）

以上で通告による市政一般に対する質問はすべて終了しました。

お諮りします。明日6月22日に開会を予定しておりました本会議は、議事の都合により休会したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月22日に開会を予定しておりました本会議は、休会とすることに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

6月23日午前9時より本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでございました。

午後1時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員